

【審議会資料1】

ボールパーク地区の 下水道事業受益者負担金の 負担区設定について

水道部経営管理課



1 受益者負担金制度

公共下水道の整備



未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上



土地の資産価値が増加

+

利益を受ける者の範囲が明確



**整備費用の一部を
利益を受ける者（原則土地の所有者）に
負担させる制度**



2 污水管渠整備概要

整備費用：353,306千円



口径	延長
Φ350mm	544m
Φ300mm	865m
Φ250mm	1,572m
Φ200mm	742m
合計	3,723m

— 污水管渠
— 道 路
➔ 既設污水管渠に接続

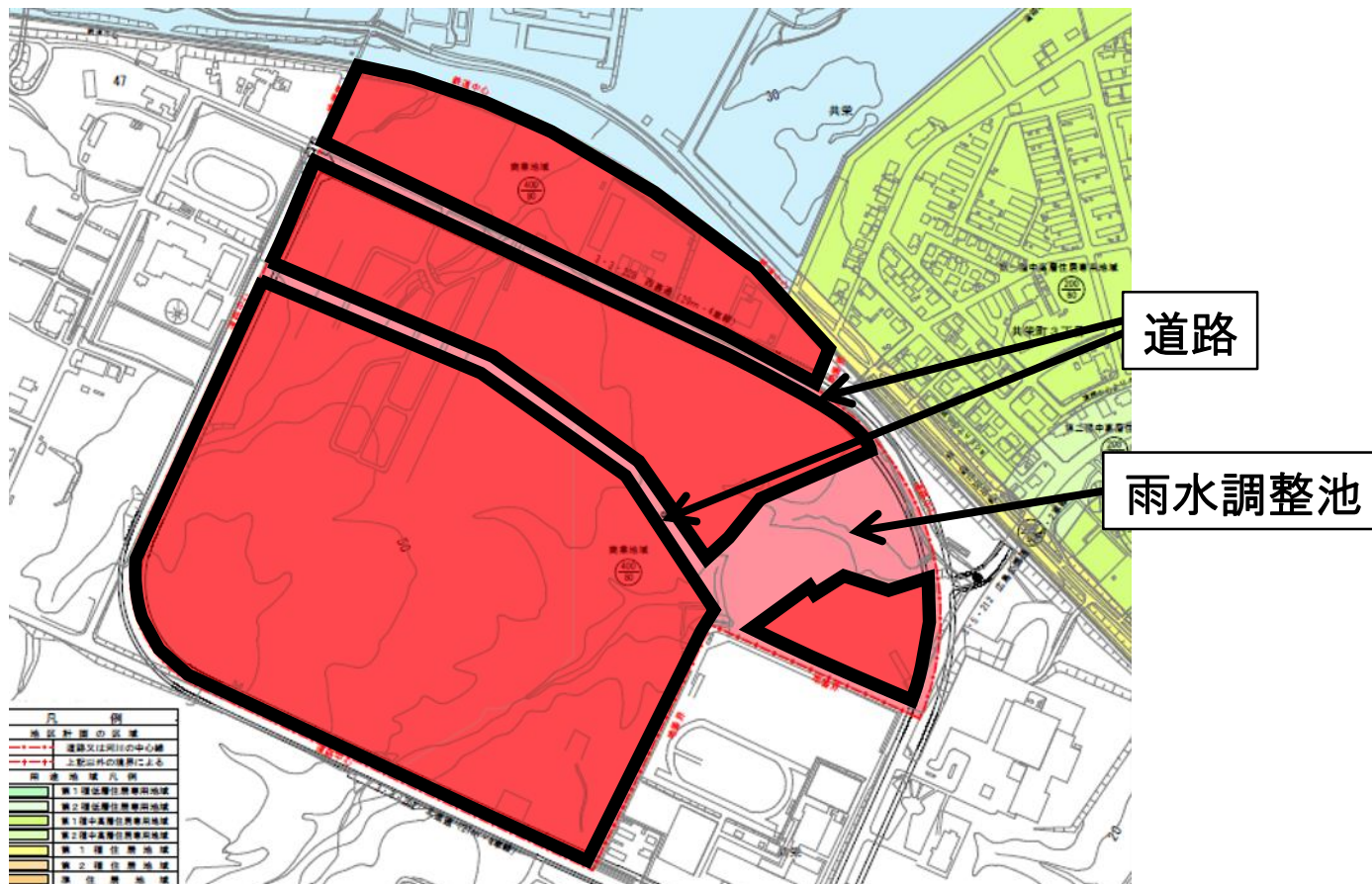


3

負担金の対象区域



道路・雨水調整池を除いたエリア
311,347m²





4 単位負担金額

総務省通知

公共下水道等の受益者負担金は**全事業費の5%程度**を徴収し事業費へ充当すること

管渠整備費

汚水管渠整備費

雨水管渠整備費

公費で整備するが
一部を受益者負担金として徴収

公費で整備

汚水管渠整備費
353,306千円

× 5% ÷

整備面積
311,347m²

10円未満切り捨て

50円/m²

負担区名は町名整備に応じて決める。



5 徴収見込額

× 50円/m²

÷ 5年



土地の区分	面積
市有地	253,910m ²
その他	45,937m ²
合計	299,847m ²

受益者負担金額 (5年総額)	受益者負担金額 (年額)
12,695,500円	2,539,100円
2,296,850円	459,370円
14,942,150円	2,988,430円

- ※1 土地の区分は現時点での土地所有者に基づいた区分
- ※2 面積は区域外接続の分担金徴収済み部分を除いた面積



6 条例改正案

北広島市下水道事業受益者負担金条例 第4条第1項

負担区名	1 m ² 当たりの負担金額	賦課年次
東部負担区	280円	昭和49年度から
大曲負担区	470円	昭和58年度から
輪厚負担区	470円	平成3年度から
西の里負担区	490円	平成7年度から
西の里南負担区	520円	平成19年度から
〇〇負担区	50円	令和5年度から



7 今後の予定



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

時期	内容
令和4年7月1日	パブリックコメント 7/1から8/1まで
7月8日	上下水道事業経営審議会（諮問）
7月中	上下水道事業経営審議会（答申）
8月中旬	法規審査委員会
9月下旬	改正条例の議決
10月1日	公共下水道として供用開始、改正条例の公布 → 土地所有者等への周知
令和5年4月1日	改正条例の施行
6月から	土地所有者等から受益者負担金を徴収（5年分割）